

前 子 施

令和 2年 5月20日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍

(公 印 省 略)

保育所（園）・認定こども園登園自粛要請の終了について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年4月13日から市内のすべての保育所（園）及び認定こども園を利用するお子さんについて、登園の自粛を要請いたしましたところ、多くの保護者の皆さまにご協力をいただいております、あらためて感謝申し上げます。

さて、群馬県内の「緊急事態宣言」の発令が解除され、様々な社会経済活動が再開されてきていることを踏まえ、登園自粛要請については5月31日をもって終了し、6月1日から通常保育を再開することとしますので、お知らせいたします。

保育所（園）や認定こども園におきましても今後も引き続き感染拡大防止に配慮し、お子さまの健康を最優先に考えて保育を実施していく必要があります。

このため、保護者の皆さまにおかれましては、下記に記載のことについてご留意いただくとともに、可能な日は、家庭における保育をご検討いただく等、感染拡大防止に引き続きご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月31日（日）まで

2 通常保育の再開

令和2年6月1日（月）から

3 今後も引き続きご留意いただきたい点について

保育所（園）、認定こども園等の職員も、出勤前の検温や、発熱・咳等の症状あれば出勤を見合わせる等健康管理や施設での感染症対策に努めて保育を実施していますので、保護者の皆さまにおかれましても、引き続き次の点にご留意ください。

- ・登園前には、お子さまの体温を計測してあげてください。
- ・お子さまが発熱している等体調不良の場合は、登園をお控えください。
- ・過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳や鼻水等の症状が改善傾向となるまで、登園をお控えください。

<問い合わせ先>

前橋市子育て施設課 施設管理係

TEL 027-220-5705